

網・わな猟「狩猟税」納入区分一覧表

区分	税率	4号該当を証明する添付書類		
	申請者の県民税所得割にかかる証明	配偶者・扶養者に係る証明	農林水産業に従事する証明	
申請者 県民税の所得割を納付する者	3号 (8,200円) * 許可捕獲者(4,100円)			
申請者が農林水産業に従事しない者	3号 (8,200円) * 許可捕獲者(4,100円)			
申請者が同一生計配偶者、扶養親族に該当する者	4号 (5,500円) * 許可捕獲者(2,700円)	申請者の証明書(様式2)又は課税証明書 ※注1	配偶者・扶養者の扶養証明書(様式1)及び課税証明書 ※注2	
申請者の配偶者、扶養者が県民税の所得割を納付しない者	4号 (5,500円) * 許可捕獲者(2,700円)	申請者の証明書(様式2)又は課税証明書 ※注1	同一生計配偶者・扶養親族に該当しない旨の証明又は申立 ※注3	
申請者が同一生計配偶者、扶養親族に該当しない者	4号 (5,500円) * 許可捕獲者(2,700円)	申請者の証明書(様式2)又は課税証明書 ※注1	狩猟者登録申請書に記載された職業による ※注4	
申請者が農林水産業に従事する者				

* 許可捕獲者とは、狩猟者登録申請前1年以内に、有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲に従事した者。

注1 申請者が「県民税の所得割を納付しない者」であることを証明するもの。

注2 申請者が「同一生計配偶者・扶養親族に該当し」かつ申請者の配偶者・扶養者が「県民税の所得割を納付しない者」であることを申請者の配偶者・扶養者の課税証明により確認する。

注3 申請者が「同一生計配偶者・扶養親族に該当しないこと」を証明するもので、申請者の生活維持方法（独立生計・配偶者・扶養を受けている等）を確認のうえ、申請者が同一生計配偶者・扶養親族に該当しないことが確認できればよい。（納付書中段「私は、同一生計配偶者又は扶養親族のいずれにも該当しません。」の欄に署名押印でも可）

注4 農林水産業に従事する者の判断に当たっては、特段の事情のない限り、狩猟者の登録申請書に記載された職業による。

※「課税証明」とは、県民の収入・所得・控除等の課税事項が記載されたもので、証明書の名称は市町村により異なる場合がある。